

## 介護予防訪問介護・訪問介護重要事項説明書

### 1 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 53-5133 午前8時30分～午後17時30分（月曜日～日曜日）

担 当 池側 清春

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

### 2 事業所の概要

#### (1) 提供できるサービスの種類と地域

事 業 所 名	みほこがうら訪問介護事業
事 業 所 番 号	4570600777
所 在 地	宮崎県日向市細島91番地1
サ ー ビ ス 提 供 地 域	日向市・門川町

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

#### (2) 事業所の職員体制（令和4年 1月 5日 現在）

	資 格	常 勤	非常勤	業務内容	計
管 理 者	介護福祉士	1名		管理（兼務）	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	1名		業務監督調整	1名
従 事 者	2級訪問介護員		4名	訪 問 介 護	4名
	介護福祉士	2名	2名		4名

#### (3) サービス提供時間帯

	通常時間帯 8:00～18:00	早 朝 6:00～8:00	夜 間 18:00～22:00	深 夜 22:00～6:00	備考
月～日	○	○	○	○	

① 時間帯により料金が異なります。

### 3 サービス内容と料金

サービス開始前に利用者の方やご家族、ケアマネジャー等とよく話し合い内容を決定します。「ケアの三原則（自己決定・能力の活用・生活の継続性）」を守り、利用者の自立した生活の実現にむけ援助するとともに、早期に信頼関係を作れるように努力いたします。なお、生活援助は同居家族が

いる場合、同居家族に障害があるなどの理由がないとサービス提供は出来ません。

(1) 介護保険のサービスの内容

① 食事介助

食事はできるだけ離床して行なうようにするとともに、介護用品等の利用によりご自分で食べることができるようにケアします。また利用者とのコミュニケーションを取りながら、その人のペースで食事ができるように行い、楽しい雰囲気づくりにも心がけます。

② 入浴介助

安全に留意し、心身に過度の負担をかけないようにするとともに、利用者のペースを尊重し、楽しみな入浴とします。体調のすぐれない日は入浴を避けたり、入浴中に体調の変化があったときは、ただちに中止し、家族や医師の指示を仰ぐなど適切に対処します。

③ 清拭

心身に過度の負担をかけないように短時間で終了させます。必要に応じ、部分浴と組み合わせて行います。

④ 排泄介助

できるだけトイレを利用するよう援助しますが、それでも無理な場合は、すぐにおむつを使うのではなく、ポータブルトイレや便器・尿器等の利用を考えるなど、できる限り自立した排泄手段を考えて援助します。

⑤ 買物

利用者の希望や要望を尊重して行います。利用者が自分で選び楽しむ機会をもてるよう外出の援助も考えます。

⑥ 調理

利用者の身体状況、咀嚼力、嚥下力、消化力にあわせた調理方法、栄養バランス好み、味加減や経済性、継続性を総合的に考え、援助内容を組み立てます。利用者の食習慣を尊重しつつ、改善できる部分は利用者と話し合って行います。

⑦ 掃除・整理整頓

利用者の生活空間や掃除方法は、長年の生活習慣がありますので、必ず、利用者や家族の同意を得てから行います。常に清潔を心がけ衛生面にも気をつけるとともに、作業は効率よく行います。

⑧ 洗濯

衣類の素材や量に応じた、適切な洗濯を行います。

⑨ 介護相談

広く生活全般に関わる相談に応じ、早期に問題を把握、発見し、専門的援助につなげるようになります。

⑩ 介護保険で利用できない事項

次のような場合は、介護保険のサービスとして利用することはできません。

- ・ご家族のために行う行為や、ご家族が行うことが適当と判断できる行為
- ・訪問介護員（以下、「ヘルパー」という）が行わなくても日常生活に支障がない行為
- ・日常的に行なわれる家事の範囲を越える行為

（例：正月や節句等の特別な手間のかかる調理、車輌の清掃、ペットの世話、家屋の修理、大掃除、ガラス拭き、床のワックスかけ、草むしり、花木の水やり、家具の移動や模様替え）

## (2)介護保険のサービスの料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として介護給付費の1割で、下記の通りです。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

### (介護予防訪問介護の場合)

介護保険の予防給付費の1割で、下記の通りです。

#### 介護予防訪問介護

料金	介護予防訪問介護(Ⅰ) 週1回程度の利用が必要な場合 要支援1・要支援2	1, 176円/月
	介護予防訪問介護(Ⅱ) 週2回程度の利用が必要な場合 要支援1・要支援2	2, 349円/月
	介護予防訪問介護(Ⅲ) (Ⅱ)を超える利用が必要な場合 要支援2	3, 727円/月

初回加算 200円

月の途中で、居住地の変更に伴い事業所の変更があったり、介護認定の状態区分が要支援状態から要介護状態に変更されたりしますと、日単位の料金となります。

### (訪問介護の場合)

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として介護給付の1割で、下記の通りです。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

サービス内容	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満
身体介護	163円	244円	387円	567円

初回加算 200円

サービス内容	20分以上 45分未満	45分以上	身体介護に引き続き生活援助を行う場合		
			20分以上 45分未満	45分以上 70分未満	
生活援助	179円	220円	65円	130円	

初回加算 200円

### (3)料金に関する補足事項

※基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。

※やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※介護保険の訪問介護の場合は上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

※介護予防訪問介護の予防給付の場合、月単位定額制のため割増や、2人の訪問は想定されておりません。

※追加料金については、その内容についても異なります。

※利用者の住まいでのサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。

※料金のお支払い方法は、毎月15日までに前月分の請求をしますので、30日までにお支払い下さい。

#### (4) キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料をいただく場合があります。

<訪問介護のサービスの場合>

① ご利用日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合：無料

② ①以外の場合 : 500円

なお、ご利用者が入院等特別な状態になった場合は当日のキャンセルであっても料金の請求はいたしません。

<介護予防訪問介護のサービスの場合>

月単位の定額制のため、キャンセル料はありませんが、中止が決まりましたらお早めにご連絡ください。

### 4 サービスの利用方法

#### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。職員がお伺いいたします。サービス提供の依頼を受けた後、契約を結び、訪問介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

※ 当事業所のサービスを利用するにあたり、利用者の方で契約している介護予防支援事業所または居宅介護支援事業所がある場合は、事前に同所の担当者とご相談ください。

#### (2) サービスの終了

##### ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

##### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

##### ③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合。但し、1年内に利用者が介護保険施設を退所し再び居宅において日常生活を営む状況になった場合は、利用者と事業所の双方の合意により契約の継続が出来るものとします。

- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）。但し、1年内に利用者が再び要介護認定となった場合、利用者と事業所の双方の合意により契約の継続が出来るものとします。

- ・利用者がお亡くなりになった場合。

##### ④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、またはやむを得ない事情により、当事業所を閉鎖した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・利用者が、サービス料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、または利用者やご家族等が当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知す

ることにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 5 当事業所の訪問介護のサービスの特徴

### (1) 運営の方針

事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、利用者がもっている能力に応じた、自立した生活ができるよう援助いたします。当法人の持つ様々な機能を生かして、利用者の在宅生活を援助します。

### (2) サービス利用のために

#### ① ホームヘルパーの変更

変更希望者はお申し出ください。ご相談に応じます。

#### ② ヘルパーへの研修

研修会、学習会等を行い、常にサービスの向上に努めています。

#### ③ サービスマニュアルの作成

訪問介護計画書等のサービスを提供するための利用者別のマニュアルを整備しております。

## 6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

ご 家 族	氏 名	
	連 絡 先	

## 7 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関、市区町村等への連絡を行うなど必要な処置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 8 サービス内容に関する苦情

訪問介護に関する相談、要望、苦情等は下記のサービス相談窓口担当か苦情相談窓口までお申し込みください。

「みほこがうら訪問介護事業所」 担当 池側清春

電話 0982-53-5133 F A X 0982-53-5133

受付時間 月～土曜日 9：00～17：00

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

日向市の場合は下記の窓口があります。

担当 日向市福祉事務所 電話 0982-53-7709

## 9 第三者による評価の実施

第三者の評価の実施については当施設は行っておりません。

## 10 当事業所の概要

法人名称 有限会社 楽閑人

代表者 角 雄介  
法人本部所在地 宮崎県日向市細島91-1  
電話番号 0982-53-5133  
法人設立 平成16年10月1日

① 介護報酬改善加算（1）として

所定単位数の137/1000の加算

② 介護職員等ベースアップ加算として

所定単位数の24/1000の加算

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始に当たり、契約書および本書面に基づいて重要な事項の説明を行ないました。

説明者 氏名 印

住所  
利用者 氏名 印

住所  
代理人 氏名 印